



令和5年12月25日

富士見市長 星野光弘様

富士見市特別職報酬等審議会  
会長 大久保 勇次

特別職の報酬等について（答申）

令和5年12月25日付け富職第1227号にて諮問のありました標記の件について、次のとおり答申します。

答 申 書

令和5年12月25日付けで本審議会に諮問のありました特別職の報酬等について、厳正、公平な立場に立って慎重に検討し審議を重ねた結果、次のとおりの措置が適当との結論を得ましたので答申します。

1 審議における結論

議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については据え置くことが適当である。

---

2 その他の意見

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当については、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が年間0.1月分引き上げられる状況を勘案し、一般職に準じて支給月数を引き上げることを基本とするが、議会の議員と市長、副市長及び教育長の支給月数に差が生じていることから、段階的に支給月数の差を解消していくことが望ましい。

よって、議会の議員については0.1月分引き上げ年4.15月に、市長、副市長及び教育長については0.15月分引き上げ年4.0月に、それぞれ令和6年4月1日から改定するものとする。

付 言

議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料については、社会経済情勢や市の財政状況のほか、人口・財政規模等が類似している他市の状況などを勘案して検討する必要があることから、今後も必要に応じて審議することが望ましい。

なお、期末手当の支給月数の改定については、人事院勧告及び市の財政状況等を踏まえ引き続き検討することが望ましい。